



鳥取県公報

平成28年11月4日（金）
号外第100号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関（672）（水産課）・・・・・・・・・・ 2

鳥取県告示第672号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県陸上養殖事業化プラン審査会	井戸海水を用いた陸上養殖に取り組もうとする県内企業が申請した事業化プランの認定の適否に関する事項	平成28年11月4日から平成29年3月31日	水産振興局水産課